

第1章 総則

第4章 役員等

(目的)

(理事の選出)

第1条 この定款細則は、一般社団法人兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会（以下「当法人」という。）定款第59条の規定に基づき当法人の運営に必要な事項を定める。

第6条 定款第23条第1項第1号の理事は、兵庫県医師会、兵庫県看護協会、兵庫県介護支援専門員協会、兵庫県理学療法士会、兵庫県作業療法士会、兵庫県言語聴覚士会、兵庫県歯科医師会、兵庫県薬剤師会、兵庫県歯科衛生士会、兵庫県栄養士会、兵庫県介護福祉士会、兵庫県内各ブロック代表訪問看護ステーション管理者から選出する。

第2章 会員

(入会手続き)

(会長等の選任)

第2条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書（会員票）に必要な事項を記入し、兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会会長に提出するとともに、入会金（新入会の場合）及び年会費を所定の口座に振り込まなければならない。会員票提出と会費納入の確認をもって入会手続き完了とする。

第7条 会長は、兵庫県医師会と兵庫県看護協会で2年交代とする。

2 副会長、常務理事は再任を妨げない。

(変更の手続き)

(理事会の議事)

第3条 会員は、入会状況に変更があるとき（事業所名、管理者名、事業所住所、連絡先）には、変更届を提出しなければならない。

第8条 理事会は定款に定めるものの議事を行う。

第3章 会費等

第5章 理事会

(入会金及び年会費等)

第9条 定款第36条の理事会の審議事項は次のとおりとする。

第4条 入会金は、正会員は1ステーション、1関係団体又は1個人につき10,000円、賛助会員は、1事業所又は1個人につき50,000円とする。退会後再入会する場合、あらためて入会金を支払わなければならない。ただし、退会後1年以上経過していない場合は徴収しない。

- (1) 事業の基本方針
- (2) 事業計画
- (3) 収支予算
- (4) 事業報告
- (5) 総会の招集に関する事
- (6) 諸団体との連携に関する事項
- (7) その他、当法人の運営に必要な事項

- 2 年会費は1ステーション、1関係団体につき年額15,000円、1個人は年額10,000円、賛助会員は、1事業所又は1個人につき年額1口15,000円を納入しなければならない。
- 3 年会費は会計年度中途からの入会者についても同額とする。ただし、既に納入した者が退会し、同年度内に再入会した場合には徴収しない。

第6章 訪問看護部会

(会費等納入期日)

(訪問看護部会)

第5条 会費等は、毎年5月31日までに当該年度分を納入しなければならない。ただし、新会員の納入期日はこの限りでない。

第10条 定款第44条の訪問看護部会の職務は次のとおりとする。

- (1) 委員会の設置
- (2) 委員会の委員の選任
- (3) その他、当法人の運営に必要な事項

- 2 賛助会員は、賛助会費を指定する日までに納入しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第11条 委員は、会員事業所の代表者もしくはその代理人、及び学識経験者により構成する。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 4 委員の半数は、奇数年次に、残り半数は偶数年次に交代する。
- 5 委員に欠員が生じた場合は、訪問看護部会の承認を得て補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第8章 ブロック組織

(種類)

第12条 当法人に次のブロック組織をおく。

- (1) 但馬ブロック
 - (2) 丹波ブロック
 - (3) 北播磨ブロック
 - (4) 阪神北ブロック
 - (5) 阪神南ブロック
 - (6) 神戸ブロック
 - (7) 東播磨ブロック
 - (8) 淡路ブロック
 - (9) 中播磨ブロック
 - (10) 西播磨ブロック
- 2 地区ブロックは、当該地区内に訪問看護ステーションを設置する正会員をもって、構成する。

(役員)

第13条 地区ブロックにブロック代表理事その他必要な役員を置く。

(ブロック活動支援費)

第14条 ブロック内の連絡協議会活動を支援するため、以下のブロック活動支援費をブロックに支援する。

- (1) 1 会員事業所あたり 2,000 円
 - (2) ブロックの会員事業所数に応じて、30 事業所未満は 5 万円、30 事業所以上 50 事業所未満は 8 万円、50 事業所以上は 10 万円
- 2 ブロック活動支援費は、毎年5月31日までに入会手続きを完了したステーション数に応じて、支援費を決定する。
- 3 ブロック活動支援費は、ブロック活動計画書に基づき、会議費(会場使用料、資料代、交通費)、研修費(会場使用料、資料代、講師謝金、講師交通費)、交流会経費等の使途に基づいて使用し、年度末には理事会に会計報告を行う。
- 4 使用しなかったブロック活動支援費は、年度末に連絡協議会へ返還する。

第9章 事務局

(設置)

第15条 事務局の運営に必要な事項は次に定める。

- (1) 総会の開催および運営に関する諸事項
 - (2) 各種会議の実施に関する諸事項
 - (3) 会員管理に関する諸事項
 - (4) 他機関、他団体との連携に関する諸事項
 - (5) その他団体運営に必要な諸事項
- 2 上記で定めた内容は、理事会の決定に基づき実施する。
- 3 事務局には事務担当者をおき、看護協会代表理事が担当理事として管轄する。

第10章 補則

(細則の変更)

第16条 この定款細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(雑則)

第17条 この定款細則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

この規則は平成24年9月13日から施行する。
この規則は平成24年12月13日から施行する。
この規則は平成26年3月20日から施行する。
この規則は平成27年4月25日から施行する。
この規則は平成27年9月10日から施行する。
この規則は令和元年7月13日から施行する。
この規則は令和2年4月1日から施行する。